こども基本法とこどもの権利

~こどもを社会のまんなかに~

っ^{どもまん}な_め こども家庭庁

「こども家庭庁」って?

こども家庭庁は令和5年4月にできた新しい組織です。

っ^{どもまん}な_か こども家庭庁

こども家庭庁について



長官官房 全体の取りまとめ

内部部局が422名、施設等機関が88名、 合計510名。出身省庁も様々、かつ、 地方自治体や民間からの多様なバックグ ラウンドを持つ人材が共に働いています。

- こどもや若者の視点に立った、こどもに関する取組全体の推進
- 都道府県や企業、NPO団体等との協力



成育局 すべてのこどもの育ちをサポート

- 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
- 小学校に入学する前のこどもの育ちの支援
- こども・若者の居場所づくりや放課後児童クラブ
- こどもの安全



支援局特に支援が必要なこどもをサポート

- こどもの虐待防止やヤングケアラーなどの支援
- 里親家族や児童養護施設のこどもの生活の充実や大人になる社会に出ていくための支援
- こどもの貧困の解消に向けた支援やひとり親家族の支援
- 障害のあるこどもの支援
- いじめやこどもの自殺対策

っ^{どもまんな}か **こども家庭庁**

っ^{どもまん}なか **こども 家 庭 庁**

クイズ(1)

こども家庭庁のスローガンはなんでしょうか?

1 おとなの目線に立って

2 こどもまんなか

3 いつまでも元気に

「こどもまんなか社会」の実現に向けて



こども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」。わたしたちはみなさん

一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、政策に反映していきます。

みなさんや子育てしている人たちの困っていることに向き合い、

いざというときに守るための仕組みをつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になってつくって

きた社会を「こどもまんなか」社会へとつくり変えていくための司令塔、

それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、こども・若者のみなさんへのメッセージより)

「こどもまんなか社会」って?

「こどもの権利」と「こども基本法」について

こ**ども家庭庁**

「こどもまんなか」は、

誰かがはじっこ、ということではなく、 こどもと大人が、いっしょになって社会をつくっていこう、ということ



こどもは、共創のパートナー

7

こども家庭庁

こどもの権利って?

こどもには「こどもの権利」がある!

すべての人が生まれながらに人としての権利 (人権) をもっている。

こどもも、当然もっている。こどもならではの権利もある。







こどもが幸せに健やかに成長していくために必要なもの

(例)教育を受けること、食べるものがあること、必要な時に病院に行くこと、 休んだり遊んだりすること、プライバシーを守られること・・・

こどもは権利の主体!

すべてのこどもは生まれながらに権利をもっています。 こどもの権利は、こどもが幸せに健やかに成長していくために必要なものです。

こどもの権利について考えるときた

大切な4つの考え方

差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身 や親の人種や国籍、性、意見、 障害、経済状況などどんな理 由でも差別されません。



命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって 生まれた能力を十分に伸ばして成長 できるよう、医療、教育、生活への支 援などを受けることが保障されます。



こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、 大人はその意見をこどもの発達に 広じて十分に考慮します。



こどもの権利は、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」に書かれています。こどもの権利条約は、世界中どこで生まれても、 こどもが生まれながらにもっている権利を定めた条約です。1989年に国連で採択され、日本を含む196の国が守ることを約束しています。

_こど^{もまん}なぁ **こども 家 庭 庁**

> こどもの権利条約の考え方にもとづき「こどもまんなか」の社会をつくるための 基本となる法律



それが、こども基本法です!



クイズ②

こども基本法で大切な考え方の一つ

ねんれい

せいちょう

ていど

「年齢や成長の程度に合わせて、

じぶん

ちょくせつかんけい

自分に直接関係することに

が言えたり、

かつどう

さんか

さまざまな活動に参加できること

はい

ことば

に入る言葉はなんでしょうか?

わがまま

いけん

意見 2

3 文句

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自 立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、 将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるととも に、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動 に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・ 家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書·大綱

- 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
- (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3 法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 〇 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、こども政策推進会 きを設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間 団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

「こども・若者の意見を聴くこと」を大切に



すべてのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる 「こどもまんなか社会」をつくっていくために、こども家庭庁は、

- こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利をたいせつにしながら、 みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- こどもや若者の皆さんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- 大人として自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり 支えていくこと

などを大事にしています。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。こどもや若者のみなさんの意見を聴いて、 その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、 それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」 へとつくり変えていきます。

(こども家庭庁HP、こども・若者のみなさんへのメッセージより)

こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)

いけんひろば(意見を伝える機会)

意見を聴きたい省庁からのテーマ/ぷらすメンバーからのテーマ

対面

オンライン

チャット

アンケート

様々な方法で実施







こども・若者★いけんぷらすの実施テーマ(令和7年度上半期分)

テーマ (※)	手法	対象年代	開催時期	担当省庁
こども家庭庁で働く人に期待することとは	対面	小学5年生以 上	令和7年4月	こども家庭 庁
インターネットの利用を巡る青少年の 保護の在り方について	対面、アンケー ト	小学生 ~高校生年代	令和7年5月	こども家庭 庁
こども性暴力防止法の施行について	対面、アンケー ト	中学生 ~高校生年代	令和7年7月	こども家庭 庁
有職・無職少年に向けた非行・犯罪被害 防止の啓発方策について	対面、出向く型	高校生年代 ~20代前半	令和7年7~9 月	警察庁
次期科学技術・イノベーション基本計画 (科学技術政策について)	対面、オンライ ン	中学生 ~大学(院) 生	令和7年7~8 月	内閣府
男女が共に活躍でき、暮らしやすい社会 について、一緒に考えよう	(調整中)	(調整中)	令和7年8月	内閣府
こども向けつながりサポーター養成講座 の実施について	対面、オンライ ン	小学校高学年 ~中学生	令和7年8~9 月	内閣府

^(※) 掲載しているテーマのほかにも、実施に向けて調整中のものがある。令和7年6月時点の内容であり、手法・開催時期などは変更になる可能性がある。

こども・若者★いけんぷらすのテーマ一覧(令和7年度下半期分)

令和7年9月1日時点

	フーマ (※1)	手法	対象年代	開催時期	担当省庁
1	こども性暴力防止法「認定マーク」のデ ザインについて	対面、アンケート	小学4年生~高 校生年代	令和7年10月	こども家庭庁
2	「首相官邸きっず」のコンテンツ改修に ついて	対面、オンライン、 アンケート、出向 く型	小学5年生~ 20代	令和7年10月	内閣官房
3	子どもに対する暴力撲滅行動計画につい て	対面、アンケート	小学校高学年~ 社会人	令和7年10月	こども家庭庁
4	治験に対するこども・若者世代の関心と 理解度について	アンケート	高校生年代~ 20代	令和7年11月	厚生労働省
5	「小・中学生向け年金セミナー用資料」 について	対面、アンケート	小学5年生~中 学生	令和7年10月~ 12月	厚生労働省
6	知的財産権及び模倣品への意識に関する 聴取について	オンライン	中学生~大学生	令和7年10月	特許庁
7	外国人児童生徒等の教育の充実について	出向く型	小学5年生~高 校生年代	令和7年11月~ 12月	文部科学省
8	学校図書館と読書計画について	対面、アンケート	小学4年生~高 校生年代	令和8年2月	文部科学省

- (※1) 掲載しているテーマのほかにも、実施に向けて調整中のものがあります。
- (※2) 令和7年9月時点の内容であり、手法・開催時期などは変更になる可能性があります。
- (※3) こども・若者のみなさんにお知らせする際には、こども・若者のみなさんに「参加したい」と思ってもらえるようなテーマ名にします。

クイズ③

「こども」って何歳まで?

- A 小さい年齢の子、例えば、義務教育までの子
- B 18歳未満、「児童」
- C 年齢を問わない

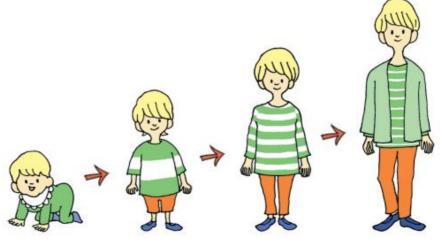


答えは、

「こども」とは、 何歳までのことですか?



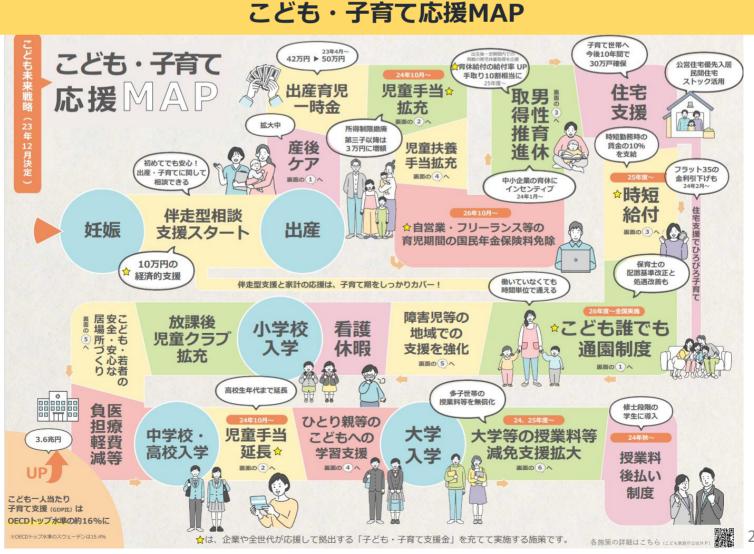
こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが とぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。 こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らして いけるよう、支えていきます。



※こども基本法パンフレットより抜粋

こども・子育てにやさしい社会づくりのための取組

(「こども・子育て応援MAP」「はじめの100か月の育ちビジョン」 「こども家庭センターと地域の取組」)





はじめの100か月の育ちビジョン

『はじめの】〇〇か月』とは?



- ●『はじめの100か月※』は、生涯にわたるウェルビーイング(身体・心・環境(社会)の値での幸せ)の 同上に繋がっていく、特に大切な時期です。
- ●この時期に大切にしたい考えがを、5つのビジョンとしてまとめています。

※誕生月によって変動あり。94~106か月⇒概ね100か月。

はじめの100か月の育ちビジョン

「はじめの100か月の育ちビジョン」はなぜ必要?

「はじめの100か月」は、人生を幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすため、特に大切な時期です。 しかし、すべてのこどもがひとしく、健やかに育つことができるのかについては、課題があります。















生まれるとき、

園などに入るとき、 小学校に入るときや、 家庭、

園、

こどもについて の関係機関、

地域

23

などの間に「切れ目」が多いため、

- ✓ 社会全体で幼児期までのこどもの育ちを支える共通した考え方を広め、
- √「はじめの100か月の育ちビジョン」に関連する取組を力強く進めていく、道しるべが必要です。

『はじめの100か月』という言葉を聞いたときに、何を思い浮かべますか?

妊娠期から小学校1年生までがだいたい100か月です。この時期に、こどもは、様々な人やモノ、環境とのはじめての出会いを繰り返し育っていきます。 『はじめの100か月』は、生涯の幸せを育てます。こども家庭庁では、全てのこどもの『はじめの100か月』を、みんなで大切にしていきたいと考え、『はじめの100か月の育ちビジョン』をまとめました。

『はじめの100か月』は、生涯にわたる ウェルビーイングの向上に繋がっていく、 大切な時期です。



『はじめの100か月』の5つのビジョン -大切にしたい考え方-



こどもの権利と尊厳を守る

全てのこどもに権利があります。 こども一人ひとりの思いや願いを大切 にしていきます。



02

「安心と挑戦の循環」を通して こどものウェルビーイングを高める

こどもは、おとなとの「アタッチメント (愛着)」〈安心〉を土台として、「遊びと 体験」〈挑戦〉を繰り返しながら成長し ていきます。



03

「こどもの誕生前」から切れ目なく 育ちを支える

こどもの成長に応じた環境の変化が 育ちの「切れ目」を生まないように、全 ての関係者で連携して育ちを支えるこ



04

保護者・養育者のウェルビーイングと

成長の支援・応援をする

こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこど もとともに育つことができるように、様々な人や 機会で支えていきます。





こどもの育ちを支える環境や 社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない 人も、全ての人がこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。









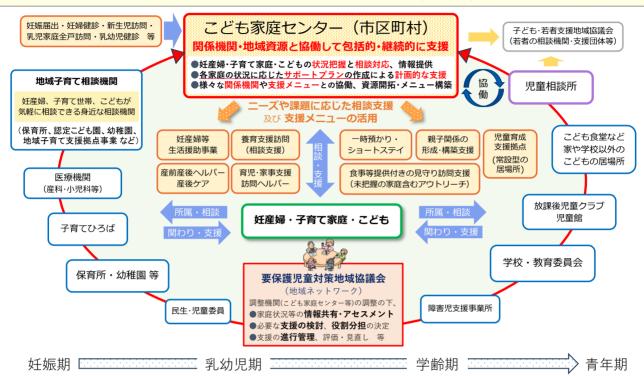


こどもの育ちと子育て家庭を支えるネットワークづくり

~こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援~

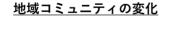
- 〇「こども家庭センター」は、
 - 妊娠届や各種検診等を通じて、すべての妊産婦、子育て家庭を早期から支え、
 - ・ その中で、福祉的支援が必要と思われる妊産婦、こども、家庭について、サポートプラン等を作成し、 継続的な支援を確実に届けていくための子育て家庭を支える地域ネットワークの中核的機関です。

〇令和8年度末までに、全市町村で設置を目指しています。(設置率71.2%(R7.5.1))



こどもの居場所づくりが求められる背景とは?

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、 こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠。





地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっている。

複雑かつ 複合化した喫緊の課題



児童虐待の相談対応件数や不 登校、自殺者数の増加など、 こどもを取り巻く環境の厳し さが増している。

価値観の多様化



価値観の多様化やそれを受け 入れる文化の広がりに伴い、 居場所への多様なニーズが生 まれている。

こうした背景によって、さまざまな地域で居場所づくりが実践されており、 国としても考え方を示す必要がある。

こどもの居場所とは?



こども・若者本人が決めるもの

こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。 すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。

27

こども・子育てにやさしい社会づくりのための機運醸成

(「こどもまんなかアクション」「こどもまんなか応援サポーター」)

広がっています!こどもまんなか応援サポーター

40道府県 351市区町村含む 企業・団体・個人の参加3514に拡大中 ※9月29日現在









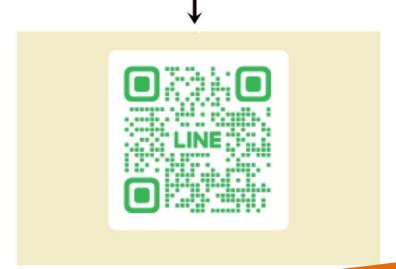






#こどもまんなかやってみた

こどもまんなかアクション公式LINE お友だち登録はこちらからお願いします!



#こどもまんなかやってみた で発信!

◆こども家庭庁公式 **ПО+ C** はじめました。 「こどもの声を集めたい!」など、発信中。

https://kodomo-gov.note.jp/

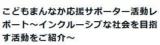


どものこころとウェルビーイングについてお伝えする連載...

公開中







---- こども家庭庁 13日前

O [] ...



「こどもの声」を集めたい!「ぽんぱ 一」の活動って?

~~ こども家庭庁 2週間前

O II ...



こどもまんなかニュース(2025年5

こども家庭庁 2週間前

O [] ...



こどもの悩みに寄り添える社会に向けて 一こども家庭庁内横断的プロジェクトチームの取り組み―

..... こども家庭庁 6日前

9 25 **11** ···



ユース世代がこども家庭庁で発表・激 論!? 「ユースのアクションサミット」 とは?

こども家庭庁 1か月前

O II ...

31

「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム



ご清聴ありがとうございました。